

養父市地域自治組織の運営等に関する条例 逐条解説

養父市地域自治組織の運営に関する条例

地域自治組織の設立から10年以上が経過し、その間の社会情勢の変化等を踏まえ、地域自治組織やそれを取り巻く制度について見直しを行いました。

地域自治組織の役割や目的を市民に再認識していただき、人口が減少しても住民が充実して住み続けられる地域とは何かを地域全体で考え、誰もが参画して活動できる地域や地域自治組織を目指すため、地域自治組織あり方検討会において議論を重ねてきました。

平成24年度から「地域自治組織の財政支援に関する条例」により、地域自治組織の安定した活動に対する継続的な支援を行っていますが、財政支援に限った条例ではなく、基本理念、地域自治組織・市民・市の役割等を明確にすることで、より自主的・主体的に地域づくりをすすめるため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、養父市まちづくり基本条例（平成21年養父市条例第2号）に基づき、市民が主体的に設置した地域自治組織の活動に関する事項を定めることにより、市と地域自治組織の基本的関係を明らかにするとともに、地域自治組織の活発な活動の確保を図り、市民が安心かつ充実して暮らすため、自主的・主体的な地域づくりの取組を推進することを目的とする。

【解説】

本条例の目的を定めています。

地域自治組織は市民が主体的に設置した組織であるという認識に基づき、自主的・主体的な地域づくりの取組を推進するために基本理念を定めます。

また、地域自治組織・市民・市の役割を明らかにすることで、お互いに尊重し合い、その活動を支え合い、次世代へつなぐ協働の仕組みを構築し、市民が安心かつ充実して暮らすことができる地域づくりを実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 まちづくり基本条例第2条に掲げるものをいう。
- (2) 地域自治組織 市民が、持続可能な活力ある地域づくりを進めるため、多様な地域コミュニティを包括することを目的として設置した組織をいう。
- (3) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。
- (4) 補完性の原則 地域の組織活動で対応できない部分を相互に補完しあう関係性をいう。

【解説】

本条例の用語の意義を定めています。

- (1) 市民とは、市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人、学ぶ人、また区や自治会といった組織やさまざまなまちづくり活動を行う団体、さらには市内の事業者などを広く市民と定義しています。
- (2) 地域自治組織とは、市民が持続可能な活力ある地域づくりを進めるため、多様な地域コミュニティを包括する組織として設置したものをいいます。
- (3) 地域コミュニティとは、地域での日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりのことをいいます。
- (4) 補完性の原則とは、個人で解決できることは個人で（自助）、個人で解決できない時は地域で（共助）、地域で解決できない時は行政が（公助）行うという、できるだけ身近な所で問題解決を図ることをいいます。ここでは、より身近なところでの取組を基本に、より効果的に取組が実施できる圏域を念頭に置き、お互いに補いあいながらともに協力して課題解決に向けた取組や活動を行うことをいいます。

（基本理念）

第3条 地域自治組織は、市民と市の相互の理解、信頼及び協働のもと、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、活動するものとする。

- (1) 人と人、人と活動を絆ぎ、誰もが自由に参画し、自主的・主体的な活動による自分たちの暮らしやすい地域づくり
- (2) 市民、地域自治組織及び市が互いに尊重し合い、その活動を支え合い、次世代へつなぐ協働の仕組みづくり
- (3) 多様な人たちが、地域の課題解決の取組を楽しみながら自主的・主体的に実現できる環境づくり

【解説】

本条例の基本理念を定めています。

市民と市がそれぞれの責務を理解し、地域自治組織の活動を行う際の基本的な考え方を示すものです。

自分たちの暮らしやすい地域づくりを推進するためには、誰もが「自分ごと」として自主的・主体的に活動に参画することで、地域での絆づくりをすすめることが必要です。

行政からの押しつけではなく、市民、地域自治組織及び市がお互いに尊重し合い、その活動を支え合うことで協働の仕組みづくりを推進するとともに、一人ひとりが楽しみながら当事者意識を持つことができるよう環境づくりに取り組むことが重要となります。

（地域自治組織の役割）

第4条 地域自治組織は、「住みよい地域づくり」「共助・共生の地域づくり」を目指し、地域をつなぐため、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域自治組織の運営
- (2) 活動拠点施設の維持管理
- (3) 地域内の集落及び各種団体相互の連携の推進
- (4) 地域コミュニティの構築
- (5) 地域及び地域内集落の実情把握及び課題の抽出
- (6) 地域課題の解決に向けた事業の実施
- (7) 地域内集落の支援
- (8) 行政機関等との連携調整
- (9) 地域づくり計画の策定と推進
- (10) 地域づくりに関する情報発信及び周知
- (11) 人づくり及び担い手の育成
- (12) 地域防災の推進
- (13) 生活文化及び伝統文化の継承並びに保存活動
- (14) その他地域自治の発展に向けた取組

【解説】

本条例の地域自治組織の基本的な役割を定めています。

地域の活性化や問題解決など、「住みよい地域づくり」「共助・共生の地域づくり」を目指し、地域づくりの更なる推進のために地域をつなぐハブの役割を担い、地域の特性を活かしながら、市民の「やりたい」を支援する組織として活動することを役割としています。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが地域づくりの主役であることを認識し、協働による自主的な地域づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、地域の一員として地域に関心を持ち、自主的・主体的に、「地域の課題解決に向けた活動」や「住み続けたい地域をつくる活動」に積極的に参画するよう努めるものとする。

【解説】

本条例の市民の基本的な役割を定めています。

地域づくりの主役は市民です。地域自治組織は事務局のみが担うのではなく、みんなで創りあげていく組織です。

地域の一員として地域に関心を持ち、自主的・主体的に地域づくりに参画することが重要です。

一人ひとりが「自分ごと」と感じることでコミュニティ活動が活性化し、新しいアイデアが生まれます。様々な活動に積極的に参画していただき、協働して取り組むことを役割としています。

(市の役割)

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、養父市まちづくり基本条例第4

条から第6条までに規定された、まちづくりの基本原則及び補完性の原則を基本として、地域自治組織との間で適切に役割分担するとともに、地域コミュニティの活性化、地域自治組織の形成及び自主的な活動の支援その他地域自治組織の活動の推進に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、一定の要件を満たした地域自治組織を認定し、その役割を担うために必要な財政支援を講ずるとともに地域支援を行う地域担当チームを配置するものとする。

3 市は、市民の主体性を育むため、地域自治組織の自主的な活動の推進に必要な場の提供、調整及び情報共有に積極的に取り組むものとする。

【解説】

本条例の市の基本的な役割を定めています。

市民主体の原則（まちづくりの主体である市民一人一人は、しあわせに暮らすために自ら考え行動してまちづくりを進めます。）

相互協働の原則（市民と市は、市民相互及び市民と市の相互理解と信頼関係を築くように努め、それぞれの持つ情報の共有を図り、知恵と力を持ち寄り協働してまちづくりを進めます。）

地域尊重の原則（市民と市は、暮らしの基盤である地域コミュニティの個性と自主的な活動を尊重してまちづくりを進めます。）

上記まちづくりの基本原則および補完性の原則の考え方のもと、地域自治組織の自主的な活動に対する支援及び必要な施策を実施する必要があります。

認定地域自治組織が自主的・主体的に活動していくにあたり財政支援を講じるとともに、地域担当チームを設置し、市の関係部署が必要に応じて連携することにより、市全体で地域づくりの推進を行っていきます。

また、市民が「自分ごと」として主体的に地域づくりに取り組んでいけるようこれからの仕組み・仕掛けづくりを行うとともに、調整及び情報共有に積極的に取り組むことを役割としています。

（条例の見直し）

第7条 この条例は、施行後5年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直しすることとする。

【解説】

この条例の見直しについて定めています。

本条例が地域の実情に即したものであるかを検証することが必要との観点から定めています。検証の結果、見直しが必要である場合は、適宜見直しをすることとしています。

（委任）

第8条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

【解説】

この条例に定めているもののほか必要な事項については、市長が別に定めることとしており、養父市地域自治組織の運営に関する条例施行規則を定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の廃止)

2 養父市地域自治組織の財政支援に関する条例（平成24年養父市条例第22号。以下「旧条例」は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にされた旧条例第2条により認定された自治組織は、この条例により認定された自治組織とみなす。

4 この条例の施行前にされた旧条例第4条から第6条までによる財政支援については、なお従前の例による。

【解説】

(1) この条例は、公布の日から施行することとしています。

(2) この条例の制定により、養父市地域自治組織の財政支援に関する条例（平成24年養父市条例第22号）は廃止することとしています。

(3) この条例の施行前に認定された自治組織は、本条例において認定された地域自治組織とみなすこととしています。

(4) この条例の施行前にされた財政支援については、従前の例により引き継ぐこととしています。